

議案第94号

大阪市自転車等の駐車に適正化に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市自転車等の駐車に適正化に関する条例（昭和63年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔(1)～(5) 略〕</p> <p><u>(6) 公共の場所 国又は地方公共団体が公共の用に供する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に規定する道路の附属物たる自転車駐車場の部分を除く。以下同じ。）、公園、駅前広場その他の一般交通の用に供する場所をいう。</u></p> <p><u>(7) 放置 自転車等が正当な権原に基づき駐車することを認められた場所以外の場所に置かれ、かつ、利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあることをいう。</u></p> <p>(放置自転車等に対する措置)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 市長は、<u>放置禁止区域内の次に掲げる場</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>〔(1)～(5) 同左〕</p> <p>[新設]</p> <p><u>(6) 放置 自転車等が道路（国又は地方公共団体が公共の用に供する道路のうち、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に規定する道路の附属物たる自転車駐車場以外の部分をいう。）に置かれ、かつ、利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあることをいう。</u></p> <p>(放置自転車等に対する措置)</p> <p>第10条 [同左]</p> <p>2 市長は、<u>放置禁止区域内において自転車</u></p>

<p>所において自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。<u>ただし、当該自転車等の撤去が第2号に掲げる場所に係るものである場合にあっては、市長は、あらかじめ、当該場所の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。）の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 公共の場所</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場所以外の場所（道路、公園、駅前広場その他の一般交通の用に供する場所に限る。）</u></p> <p>3 市長は、<u>放置禁止区域以外の公共の場所</u>において、自転車等が市規則で定める期間以上継続して放置されていることにより、交通に支障が生じ、市民の安全で快適な生活環境が著しく阻害されていると認められるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。</p>	<p>等が放置されているときは、当該自転車等を撤去し、保管することが<u>できる。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>3 市長は、<u>放置禁止区域以外の場所</u>において、自転車等が市規則で定める期間以上継続して放置されていることにより、交通に支障が生じ、市民の安全で快適な生活環境が著しく阻害されていると認められるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月6日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

放置自転車等に対して撤去等の措置を行う場合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。